

1 業務名

中島公園魅力アップコンテンツ試行運営業務

2 業務の背景及び目的

中島公園は、明治 20 年（1887 年）に「中島遊園地」として整備されて以降、これまでの長い歴史の中で、豊かな自然と人々の賑わいや憩いの場との調和を図りつつ、公園づくりが進められ、多くの人々が訪れている。また、中島公園駅周辺では、現在、再開発の機運が高まっており、「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、中島公園周辺エリアを高次機能交流拠点に位置付け、市民の憩いの場や国内外からの来訪者を含めた交流の拠点として、都心部の貴重なみどりの魅力を向上させるとともに、集客・交流機能や芸術・文化機能の強化を図ることとしている。

これを受け、「札幌市都心のみどりづくり方針」において、中島公園周辺を重点エリアとし、「地域資源の公園や水辺空間を活かした、都心の新たな拠点を彩るみどりづくり」との方向性を定め、主要事業として「中島公園の魅力アップに向けた検討を行う」ことを示した。このため、令和 5 年度から様々な分野の専門家からなる検討会を開催し、「(仮称) 中島公園魅力アッププラン」としてまとめることとしている。

検討会では、公園と園内各施設の一体的な情報発信が重要であること、既に魅力があるにもかかわらずその魅力が伝え切れていないこと、今ある魅力・資源を最大限活かせる取組が必要であることなどの意見が上がっている。

本業務では、公園関係者等と連携しながら、市民や国内外からの来訪者のニーズに応え、中島公園の魅力を最大限に活かした『魅力アップコンテンツ』を試行し、参加者等の意見を把握することにより、プランの策定に向けた検討資料とすることを目的とする。

3 対象公園

公園名 中島公園

公園種別 総合公園

所在 中央区中島公園ほか

平面図 別紙 都市公園台帳現況平面図を参照

4 業務内容

各業務に関連する詳細は委託者と協議のうえ取り決めることとし、以下のとおり業務を遂行するものとする。

(1) 中島公園における『魅力アップコンテンツ』の試行実施

ア 日程・場所

(ア) 時期：2 候補のいずれかの三日間を予定

10 月 24 日（木）～26 日（土）

10 月 31 日（木）～11 月 2 日（土）

(イ) 範囲：中島公園内

※現時点で、上記期間と同時期に、中島公園内で「さっぽろ焼き芋テラス 2024」（南九条広場を予定）の開催が予定されていますが、詳細未定のため、開催内容についての問い合わせにはお答えできません。

イ 準備・実施

業務スケジュールの作成、具体的コンテンツ・会場レイアウトの検討、関係部所・事業者等との連絡調整、市民や国内外からの来訪者に対する情報発信、必要な機材等の準備、当日の運営など、統括的マネジメントを行う。

ウ 実施結果の検証

当日の様子とともに参加者の声などをアンケート等により集約し、統括的マネジメントを行った上での課題や改善点等を示すなど、「（仮称）中島公園魅力アッププラン」に関する考察としてまとめる。

(2) 委託者との打合せ協議

初回、中間 3 回、成果品納入時の計 5 回程度行う。なお、打合せ協議の時期については委託者との協議により決定する。

(3) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

(4) 留意事項

上記(1)において、下記の点を踏まえて行うものとする。

- 札幌市都市公園条例のほか関係規定を遵守し、委託者との協議を踏まえて関係部所との調整を行った内容とすること。
- 実施するコンテンツは、「大通公園・中島公園あり方検討会」の議論を基に検討し、実施すること。なお、検討会の資料・議事録は、下記 16 を参照すること。
- 大規模な工作物・機材等を必要とせずに実施可能なものとする。また、後年時においても過度な費用負担等を発生させずに実施可能な程度のものを基本とすること。
- 実施にあたって、公園内の施設及び周囲の事業者等との連携を図るなど、地域の既存ストックの活用を可能な限り検討すること。
- 準備を含め実施の際には、参加者の動線及び他の公園利用者に配慮するなど、十分な安全対策を講じること。

5 業務規模

3,000 千円を上限額とする（消費税及び地方消費税 10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 12 月 6 日（金）まで

7 成果品

- (1) 報告書：A4 縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 1 部（正）
- (2) 報告書概要版：A3 横 2 枚以内、カラー片面印刷 4 部
- (3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で 1 組提出

8 参加資格

プロポーザル方式による応募を行う時点において、札幌市競争入札資格者名簿に登録され、かつ、以下の要件を全て満たした者。複数者が協力して参加することも可とし、その場合、(1)～(6)については、構成員のいずれかが参加資格要件を満たせばよい。なお、契約については、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか1者）とし、他の構成員は協力者となる。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日付財政局理事決裁、令和2年3月26日最近改正）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 令和4年度～7年度札幌市競争入札資格者名簿において、業種が「役務（一般サービス業）」の「広告業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体が発注したイベント等に関する業務の履行実績があること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員、同条例第7条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

9 企画提案を求める項目

「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、以下について企画提案を行うこと。

(1) 業務実施体制等

業務を進めるにあたっての実施体制や業務遂行に伴う費用と内訳、業務スケジュール、過去の類似・関連業務実績、安全対策など

(2) 実施コンテンツ

下記ア～ウを包含したコンテンツとすること。

ア 中島公園の魅力を理解し、その魅力を最大限に活かしたもの

イ 市民の日常的な利用環境の充実を基本としつつ、国内外からの来訪者のニーズにも応えるもの

ウ 公園管理者と園内各施設、公園周辺の事業者等と連携の上、統括的マネジメントを行いながら、中島公園の魅力を周辺に波及させるもの

(3) 情報発信、市民や来訪者等の意見把握

ア 公園関係者と連携した情報発信、国内外からの来訪者にも伝わる情報発信、中島公園に関して多数の方に興味・関心を持ってもらえる情報発信

イ 国内外からの来訪者を含めた参加者等の声を幅広く効果的に把握・集約する手法・体制、目標把握人数等のほか、不参加者を含めた中島公園に関する意見把握

10 一般事項

(1) 事務局（企画提案書等の提出先、質問の宛先及び関連資料の請求先）

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階
札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課企画係

E-mail : midori-suishin-kikaku@city.sapporo.jp

(2) 公募型企画競争の日程

ア 公募開始（告示） 令和6年7月8日（月）

イ 質問受付期限 令和6年7月17日（水）※

ウ 企画提案書等の提出期限 令和6年7月30日（火）※

エ 一次審査（書類） 令和6年8月9日（金）（予定）

オ 最終審査（プレゼンテーション） 令和6年8月20日（火）（予定）

※提出期限については正午必着とする。

(3) 質問の受付等

ア 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記載し、事務局宛てに電子メールで送信すること。（電話や来庁による質問には回答しない。） 電子メールのタイトルは「中島公園魅力アップ

コンテンツ試行運營業務「質問書」とし、本文に団体名及び担当者氏名を明記し、令和6年7月17日（水）12：00 まで受け付けるものとする。

送付先メールアドレス：midori-suishin-kikaku@city.sapporo.jp

イ 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、質問の要旨及び回答は事務局ホームページで公表する。公表にあたっては、質問を行った団体名等は公開しない。

(4) 提出書類

ア 企画提案書等の構成

正本は、以下の①～⑥の構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること）。

副本は、以下の②～⑥の構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ① 参加意向申出書(A4 縦、1枚、様式1)
- ② 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式2)
- ③ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式3)
- ④ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)
- ⑤ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2枚以内、様式自由)
- ⑥ 業務費内訳書（積算書）(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

イ 企画提案書等の提出

企画提案書等は提出期限までに事務局へ持参又は郵送（特定記録、期限必着）により提出すること。

ウ 提出書類様式の入手方法

様式は、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能である。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

ア 業務従事者一覧

- ① 今回の業務を受託する場合に実務に携わる者を記載すること。
- ② 業務を進めるにあたって他の会社の協力が予定されている場合についても記載すること。
- ③ 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者 1 名を明記すること。
- ④ 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど、札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろに（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧

国又は地方公共団体が発注したイベント、道路やオープンスペースの利活用など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書

- ① 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

11 選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「中島公園魅力アップコンテンツ試行運営業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という）において、「12 評価基準」により、下記(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い 3 件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が 3 件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が 1 件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、プレゼンテーション審査を実施する。

イ 出席者は総括責任者を含み最大3名までとする。

ウ プレゼンテーションは1者30分程度（説明15分程度、質疑15分程度）を想定し、順次個別に行う。

エ プレゼンテーションにおいて、電子媒体の使用を認める。書類の配布は認めない。なお、HDMI端子で接続可能なモニターのみ札幌市で用意可能であり、それ以外の機材は全て企画提案者が用意すること。

オ 最終審査の詳細については、別途通知する。

カ 最終審査の結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方

ア 契約は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。ただし、プロポーザル方式の性質上、提出された企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 選定後において、提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

12 評価基準

(1) 審査は下表に示す評価の視点による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。

(2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

(3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を契約候補者とする。同点となった場合は、評価の視点「(2) 実施コンテンツ」の合計点数が高かつ

た企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

(4) 企画提案者が1者となった場合は、合計点数が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 業務実施体制等【計 20 点】	
① 業務を円滑に遂行する適切な実施体制及び人員確保がなされているか。	5
② 予算面、スケジュール面で無理のない計画になっているか。	5
③ 企画提案者の過去の類似・関連業務実績が十分であり、これらの実績を本業務に活かすことができるか。	5
④ イベントの運営管理について、参加者の動線及び他の公園利用者への配慮など、十分な安全対策が検討されているか。	5
(2) 実施コンテンツ【計 45 点】	
① 中島公園の魅力を十分に理解し、その魅力を最大限に活かした提案となっているか。	15
② 市民の日常的な利用環境の充実を図るとともに、国内外からの来訪者のニーズにも応える提案となっているか。	15
③ 公園管理者と園内各施設、公園周辺の事業者等と密に連携し、統括的マネジメント力が十分に発揮され、中島公園の魅力の周辺への波及が期待できる提案となっているか。	15
(3) 情報発信、市民や来訪者等の意見把握【計 30 点】	
① 公園関係者との連携に工夫が見られ、国内外からの来訪者にも伝わる手法を用いて、中島公園に関して多数の方に興味・関心を持たれる効果的な情報発信となっているか。	15
② 国内外からの来訪者を含めた参加者等の声を幅広く効果的に把握・集約する手法・体制、目標把握人数等となっているか。不参加者を含めた中島公園に関する意見把握もできる提案となっているか。	15
(4) その他【5 点】	
① 「(仮称) 中島公園魅力アッププラン」の策定に効果的な提案となっているか。	5
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

- (3) 本公募型企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本公募型企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本公募型企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。なお、受託者名及び評価点は、契約の締結後、本公募型企画競争の結果と併せて公表する。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、版權及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、札幌市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供することを禁ずる。
- (9) 選定結果について疑義があるときは、前項の規定に基づく通知があった日の翌日から起算して3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く）以内に、事務局に対し、自らの評価について書面により疑義の申し立てをすることができる。

15 問合せ先

〒060 - 0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

担当：大山、西澤

16 参考資料

- (1) 大通公園・中島公園あり方検討会 資料・議事録

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/arikatakentoukai.html>

- (2) 札幌市都市公園条例

https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/dlw_reiki/H332901010003/H332901010003.html